秋田

秋救隊公告第２５号
令和８年９月１１日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊秋田救難隊
会計班長　小谷　祥悟

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

１　入札に付する事項
(1)　件　　名：物置の撤去及び設置　外
(2)　納　　地：航空自衛隊秋田分屯基地
(3)　納　　期：令和９年１月２９日
２　入札方式：一般競争入札
３　入札日時及び場所
(1)　日　　時：令和８年９月２５日（金曜日）１３時３０分
(2)　場　　所：航空自衛隊秋田分屯基地　庁舎１階　幹部公室
４　契約条項を示す場所
航空自衛隊秋田救難隊会計班（秋田分屯基地）
５　参加資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官又は航空幕僚長が認めた場合には、この限りではない。
(5)　全省庁統一資格審査「物品の販売Ｄ等級以上及び役務の提供Ｄ等級以上」の有資格者であること。
６　落札方式
落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で入札書に記載された最低の総額をもって落札とする。なお、入札書には入札書に記載された金額に当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。端数処理については、入札書に記載された金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。なお、単価契約の場合には、端数処理は行わず、原則どおり入札書に記載された書面上の金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する額をもって申込みがあったものとする。
７　決定方法：総額決定
８　契約方法：確定契約
９　入札保証金及び契約保証金　免除（ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。）
１０　契約書作成の有無　：　有
１１　その他
(1)　原則入札日の前日までに資格決定通知書の写しを提出すること。
(2)　代理人による入札は、入札日の当日までに委任状を提出すること。
(3)　郵便による入札の場合は、入札日の前日(土、日及び祝日を含まない。)までに到着すること。
(4)　入札場所への入室は、入札開始時間の１０分前からとする。
(5)　入札に参加する業者については事前に担当者へ連絡すること。
(6)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。
(7)　同等品確認申請書の提出期限は、令和８年９月１８日１０：００までとする。

問い合わせ先
航空自衛隊秋田分屯基地
秋田県秋田市雄和椿川字山籠２３－２６
℡：０１８－８８６－３３２０　内線２５４
担当：会計班　工藤（くどう）
メールアドレス：KUDOf5j@inet.aci.mod.go.jp

航空自衛隊秋田分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	1202-5410-NL1101-01-006	仕様書番号		
品名又は件名	物置の撤去及び設置	秋分基ＬＰＳ－Ｂ５４００４		
		承認	令和８年６月２９日	
		作成	令和８年６月２９日	
		改正		
		作成部隊等名	秋田救難隊　基地業務小隊	

1　総則

本仕様書は,航空自衛隊秋田救難隊で使用する物置の撤去及び設置について適用する。

1.2　用語及び定義

a)　撤去とは，物置を解体，分別し，官側の指定した場所へ搬入することをいう。

b)　設置とは，物置の基礎工事，組立，転倒防止処置により物置が本来の機能を発揮するために行う作業をいう。

c)　監督とは，契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において，契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

d)　検査とは，契約相手方の履行の最終段階における給付の完了確認を行い合格又は不合格の判定を行うことをいう。

2　役務に関する要求

2.1　役務履行場所

航空自衛隊秋田分屯基地とし，細部は調達要領指定書により指定する。

2.2　撤去及び設置物品

調達要領指定書により指定する。

2.3　役務の内容

物置の撤去，基礎工事，組立，転倒防止処置とし，細部は調達要領指定書により指定する。

2.4　実施時期

実施日については平日の０８１５から１７００とし，履行期間は調達要領指定書により指定する。

2.5　機能及び性能

設置後の物置の機能及び性能は，製造会社が示す標準仕様書による。

2.6　役務の中止

作業中に不具合が発生又は判明した場合は，直ちに役務を中止し監督官と調整のうえ指

示を受けるものとする。

2.7　材料等

物置の設置に使用する部品及び材料は，日本産業規格（ＪＩＳ）のものとし，契約相手方が準備する。

2.8　発生材

本役務の履行中，発生した発生材の処分は，契約相手方が実施する。

2.9　品質管理

契約相手方は，履行中において他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行することとし，損傷させた場合は，速やかに監督官に報告するとともに，契約相手方の負担において，必要な処置を行い完全に復旧させなければならない。

3　品質保証

3.1　監督及び検査

監督及び検査は，本仕様書に基づき実施する。

3.2　取付け後の品質保証

役務完了後に故障を生じ，その原因が役務上の不都合と認められる場合は，契約相手方の負担において完全に復旧するものとする。

4　その他の事項

4.1　基地内共通事項

契約相手方は，基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し，行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官の指示に従わなければならない。

a)　本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合，官側と調整するものとする。

b)　基地及び基地の施設への立入りに関し，規則に基づく所要の手続きを実施し，基地司令等の許可受けるものとする。

c)　本役務の履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか，細部は監督官の指示に従うものとする。

d)　基地内で知り得た情報について，第三者へ漏らしてはならない。

4.2　その他

契約相手方は，この仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は，契約担当官と協議の上，指示を受ける。

調達要領指定書	調達要求番号	08-30016
	調達要求年月日	令和８年９月１１日
	作成部隊	秋田救難隊　基地業務小隊
	作成年月日	令和８年６月２９日
品名	物置の撤去及び設置	
仕様書番号	秋分基ＬＰＳ－Ｂ５４００４	

指定事項　以下のとおり。

なお，項目番号は，仕様書の項目番号と同一である。

2.1　役務履行場所

流出資材庫（別図のとおり。）

2.2　撤去及び設置物品

表１－撤去物品（流出資材庫）

種類	規格	数量
物置	イナバ物置　ＭＫＸ－１０１Ｈ	２台

設置を行う物置は，表２のとおりとし，契約相手方が準備する。

表２－設置物品（流出資材庫）

種類	規格	数量
物置	ヨドコウ物置　ＬＭＤＳ－２５３６Ｈ　多雪型　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	２台
トイセット	ヨドコウ物置　ＬＭＤＳ－２５３６Ｈ用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	２個
結露軽減材付屋根	ヨドコウ物置　ＬＭＤＳ－２５３６Ｈ用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	２個

2.3　役務の内容

a)　既存物置を設置場所から撤去する。

b)　撤去した物置及びその構成品は,基地内の官側が指示する場所へ移動する。

c)　基礎工事　基礎部は，表－2 設置物品を設置するのに必要な施工を実施する。

d)　組立設置　構成品となる部品を組み合わせて，物置本来の形状に完整させる。

f)　転倒防止処置　物置の柱４か所をアンカープレートで固定する。

別図

役務履行場所

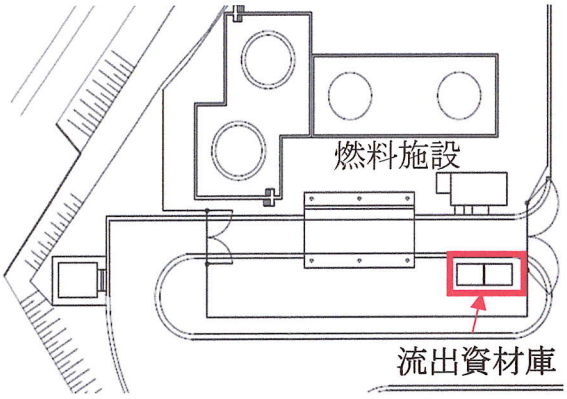

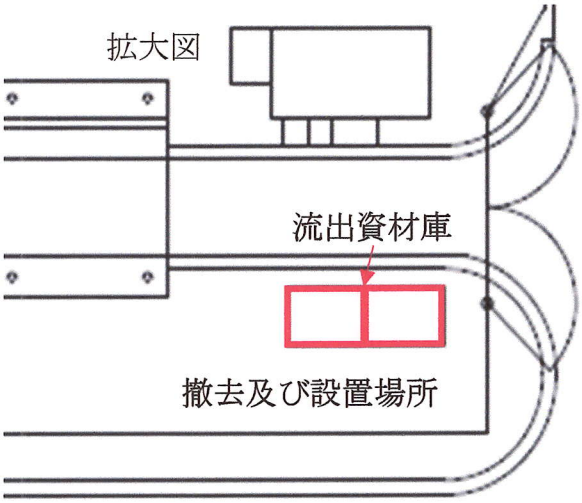

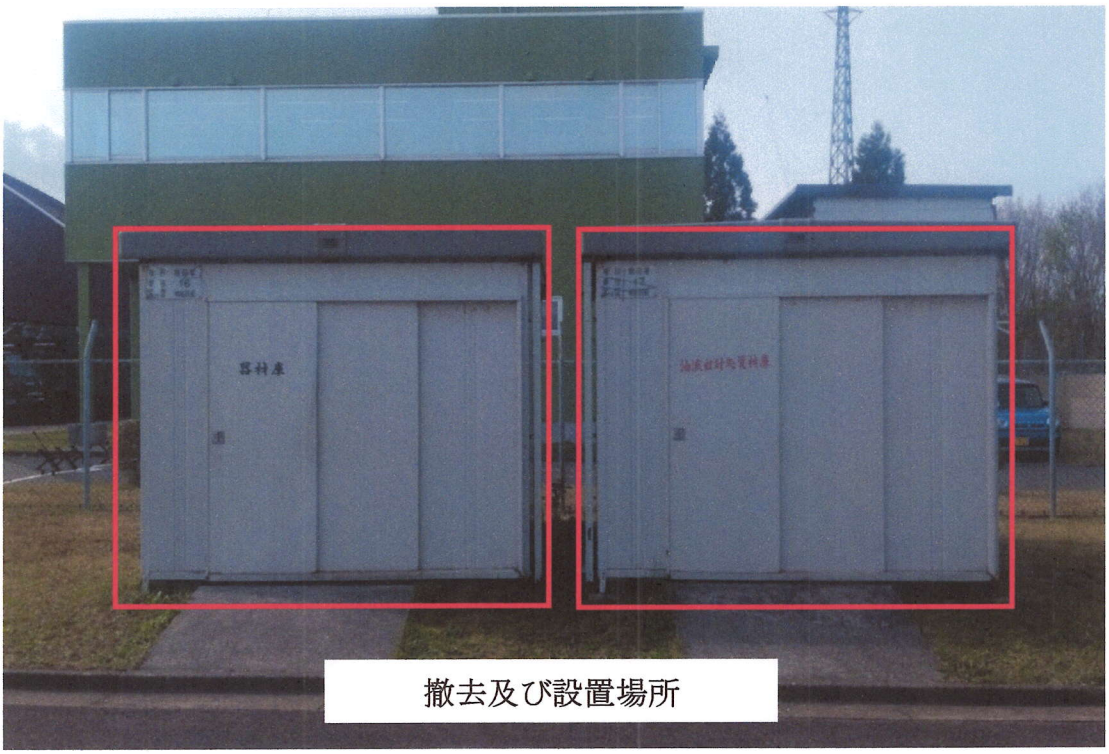

航空自衛隊秋田分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	1202-5410-NL1101-01-006	仕様書番号		
品名又は件名	物置の設置	秋分基ＬＰＳ－Ｂ５４００５		
		承認	令和８年６月２９日	
		作成	令和８年６月２９日	
		改正		
		作成部隊等名	秋田救難隊　基地業務小隊	

1　総則

本仕様書は,航空自衛隊秋田救難隊で使用する物置の設置について適用する。

1.2　用語及び定義

a)　設置とは，物置の基礎工事，組立，転倒防止処置により物置が本来の機能を発揮するために行う作業をいう。

b)　監督とは，契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において，契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

c)　検査とは，契約相手方の履行の最終段階における給付の完了確認を行い合格又は不合格の判定を行うことをいう。

2　役務に関する要求

2.1　役務履行場所

航空自衛隊秋田分屯基地とし，細部は調達要領指定書により指定する。

2.2　役務の内容

物置の基礎工事，組立，転倒防止処置とし，細部は調達要領指定書により指定する。

2.3　実施時期

実施日については平日の０８１５から１７００とし，履行期間は調達要領指定書により指定する。

2.4　機能及び性能

設置後の物置の機能及び性能は，製造会社が示す標準仕様書による。

2.5　役務の中止

作業中に不具合が発生又は判明した場合は，直ちに役務を中止し監督官と調整のうえ指示を受けるものとする。

2.6　材料等

物置の設置に使用する部品及び材料は，日本産業規格（ＪＩＳ）のものとし，契約相手方が

準備する。

2.7　発生材

本役務の履行中，発生した発生材の処分は，契約相手方が実施する。

2.8　品質管理

契約相手方は，履行中において他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行することとし，損傷させた場合は，速やかに監督官に報告するとともに，契約相手方の負担において，必要な処置を行い完全に復旧させなければならない。

3　品質保証

3.1　監督及び検査

監督及び検査は，本仕様書に基づき実施する。

3.2　取付け後の品質保証

役務完了後に故障を生じ，その原因が役務上の不都合と認められる場合は，契約相手方の負担において完全に復旧するものとする。

4　その他の事項

4.1　基地内共通事項

契約相手方は，基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し，行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官の指示に従わなければならない。

a)　本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合，契約担当官と調整するものとする。

b)　基地及び基地の施設への立入りに関し，規則に基づく所要の手続きを実施し，基地司令等の許可受けるものとする。

c)　本役務の履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか，細部は監督官の指示に従うものとする。

d)　基地内で知り得た情報について，第三者へ漏らしてはならない。

4.2　その他

契約相手方は，この仕様書に記載なき事項又は疑義が生じた場合は，契約担当官と協議の上，指示を受ける。

調達要領指定書	調達要求番号	08-30016
	調達要求年月日	令和８年９月１１日
	作成部隊	秋田救難隊　基地業務小隊
	作成年月日	令和８年６月２９日
品名	物置の設置	
仕様書番号	秋分基ＬＰＳ－Ｂ５４００５	

指定事項　以下のとおり。

なお，項目番号は，仕様書の項目番号と同一である。

2.1　役務履行場所

施設資材庫（別図のとおり。）

2.2　役務の内容

a)　設置物品

設置を行う物置は，表のとおりとし，契約相手方が準備する。

表－設置物品

種類	規格	数量
物置	イナバ物置　ドマール　ＦＦ－３０３０ＨＹ／ＧＭ　豪雪型　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６台
雨とい	イナバ物置　ドマール用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
結露軽減材付屋根	イナバ物置　ドマール用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
壁補強セット	イナバ物置　ドマール用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
シャッターケース	イナバ物置　ＨＨ－７０３１　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
シャッターケース補強金具	イナバ物置　ドマール用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
フード付２０㎝換気扇取付用パネル	イナバ物置　ＫＸＦ－ＦＨ　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
通気パネル	イナバ物置　ＫＴＦ－Ｈ　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	６個
段差スロープ	イナバ物置　ＨＨ－９９８０　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	１２個

b)　基礎工事　基礎部は，表－１設置物品を設置するのに必要な施工を実施する。

c)　組立設置　構成品となる部品を組み合わせて，物置本来の形状に完整させる。

d)　転倒防止処置　物置の柱６か所をアンカープレートで固定する。

別図

役務履行場所

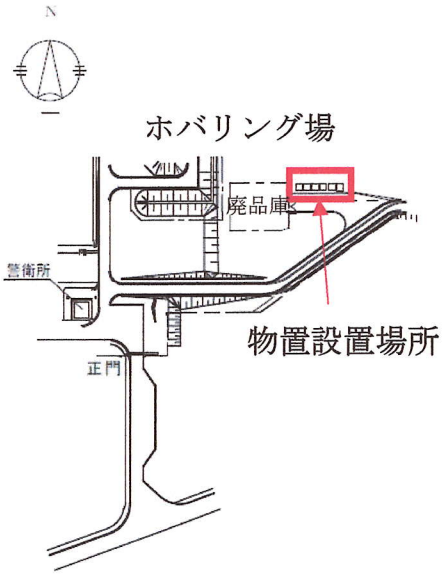

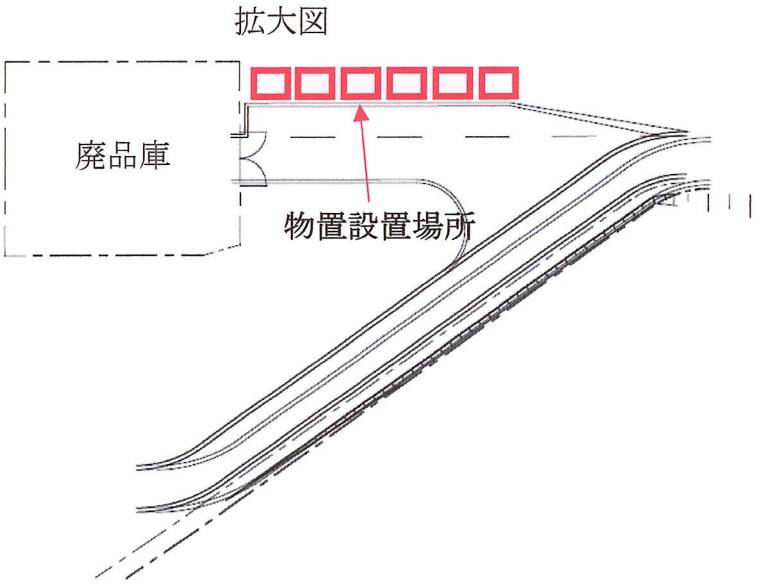

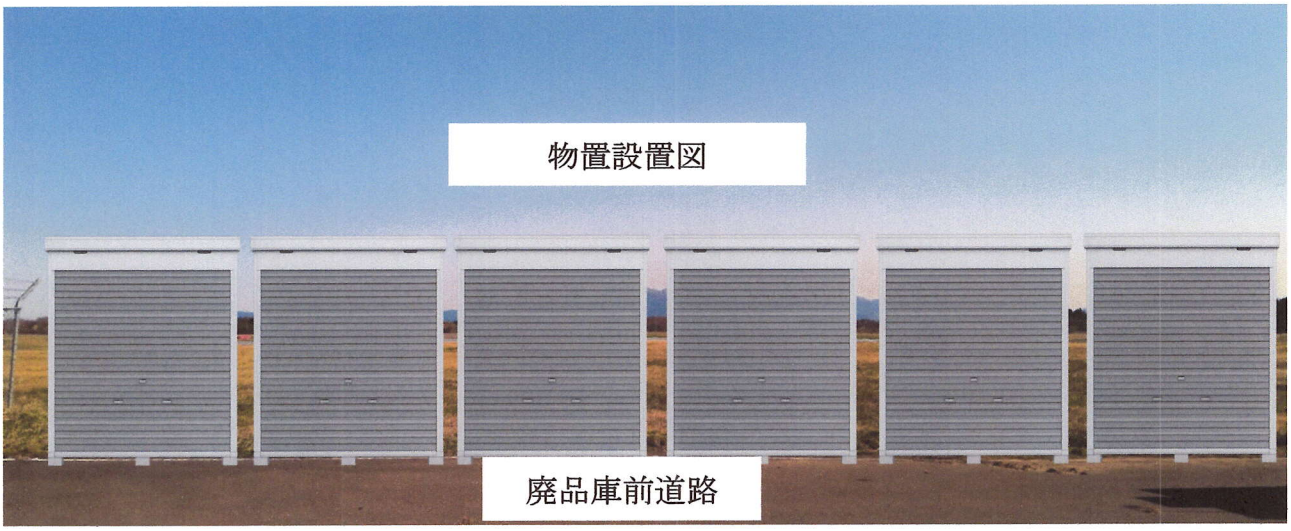

調達要領指定書	調達要求番号	08-30016
	調達要求年月日	令和８年９月１１日
	作　成　部　隊	秋田救難隊　基地業務小隊
	作成年月日	令和８年６月２９日
品　　名	物置の設置	
仕様書番号	秋分基ＬＰＳ－Ｂ５４０００５	

指定事項　以下のとおり。

なお，項目番号は，仕様書の項目番号と同一である。

2.1　役務履行場所

廃品庫（別図のとおり。）

2.2　役務の内容

a)　設置物品

設置を行う物置は，表のとおりとし，契約相手方が準備する。

表－設置物品

種類	規格	数量
物置	イナバ物置　ＦＯＲＴＡ縦長大型　ＦＴ－２６３６Ｈ／ＣＧ　豪雪型　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	１台
雨とい	イナバ物置　ＦＯＲＴＡ縦長大型用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	１個
結露軽減材付屋根	イナバ物置　ＦＯＲＴＡ縦長大型用　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	１個
ガラス窓３枚分ガラス付	イナバ物置　ＧＦ－３Ｈ　ガラス付　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	２個
段差スロープ	イナバ物置　Ｈ９－９９０１　又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。）	１個

b)　基礎工事　基礎部は，表－１設置物品を設置するのに必要な施工を実施する。

c)　組立設置　構成品となる部品を組み合わせて，物置本来の形状に完整させる。

d)　転倒防止処置　物置の柱６か所をアンカープレートで固定する。

別図
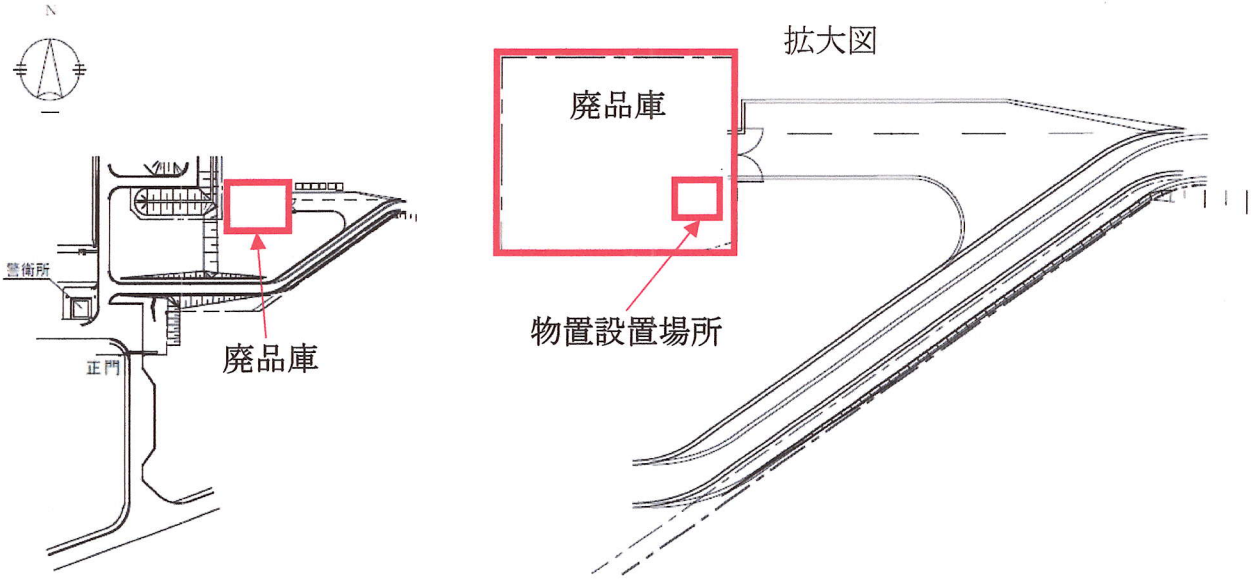
役務履行場所